

第6期 定時株主総会 招集ご通知

 ヤマシタヘルスケアホールディングス
YAMASHITA HEALTH CARE HOLDINGS, INC.

証券コード：9265

開催日時

2023年8月25日（金曜日）

午前10時

開催場所

福岡市博多区下川端町3番2号博多リバレイン

ホテルオークラ福岡4階

平安の間

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

議決権行使期限

2023年8月24日（木曜日）
午後6時00分まで

株 主 各 位

(証券コード 9265)
2023年8月8日
(電子提供措置の開始日 2023年8月1日)

福岡市博多区下川端町2番1号
ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社
代表取締役
執行役員 社長 山下尚登

第6回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第6回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.yhchd.co.jp/stock/meeting.php>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記のウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コード（9265）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合には、インターネットまたは書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において議案に対する賛否を入力されるか、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、いずれかの方法により、2023年8月24日（木曜日）午後6時00分までに議決権行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時	2023年8月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所	福岡市博多区下川端町3番2号 博多リバレイン ホテルオーフラ福岡 4階 平安の間
3. 目的事項 報告事項	1. 第6期（2022年6月1日から2023年5月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第6期（2022年6月1日から2023年5月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項	
第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
第3号議案	監査等委員である取締役4名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、株主ではない代理人および同伴の方など、議決権行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
 - 当日は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。
 - 新型コロナウイルス感染症の流行状況により、会場において株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がありますので、その場合はご協力賜りますようお願い申しあげます。
 - 本総会におきましては、ご出席の株主様へのお土産の配布は取りやめとさせていただきます。
 - 株主様にご送付している書面には、法令ならびに当社定款第15条の規定に基づき、次の事項について記載しておりません。なお、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ① 連結計算書類の連結注記表
 - ② 計算書類の個別注記表
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
 - 【議決権行使についてのご案内】
 - (1) 議決権行使欄に賛否の意思表示がない場合の取扱い
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - (2) 書面ならびにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い
書面とインターネットにより重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取扱いいたします。
 - (3) インターネットによる議決権行使につきましては、3頁の【インターネットによるご行使】をご参照ください。

議決権行使方法のご案内

株主総会へのご出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

また、資源節約のため本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2023年8月25日（金曜日）午前10時

書面によるご行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2023年8月24日（木曜日）午後6時00分到着分まで

インターネットによるご行使



当社議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご登録ください。

詳細は、次頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。

行使期限

2023年8月24日（木曜日）午後6時00分行使分まで

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-173-027 (受付時間：午前9時～午後9時)

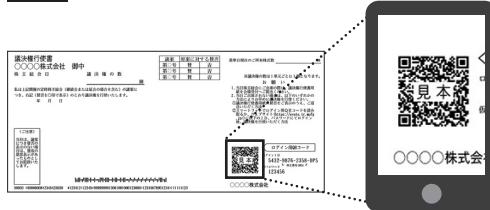
- 書面と電磁的方法（インターネット）を重複して議決権行使された場合は、電磁的方法（インターネット）による議決権行使を有効なものといたします。
- 電磁的方法（インターネット）で複数回議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効なものといたします。
- 代理人により議決権行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



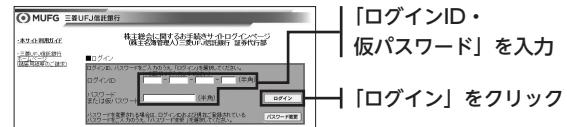
ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使サイト

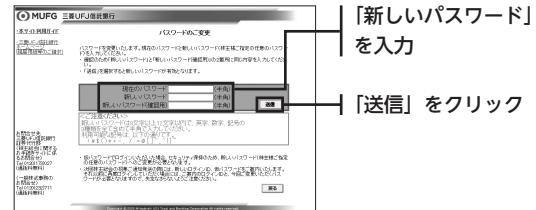
<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

事業報告

(2022年6月1日から2023年5月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国では、2020年1月以来猛威をふるってきた新型コロナウイルスの感染状況が、本年1月の第8波以降落ち着きをみせ、同年5月からは同ウイルスの感染症法の位置付けが「5類感染症」に変更されました。これにより、感染対策については、法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の自主的な取り組みをベースとした対応へと切り替わることとなり、今後、個人消費の回復等による経済の活性化が期待されております。他方、終息の見えないロシアによるウクライナ進攻情勢や、エネルギー資源、原材料の高騰、為替相場の動向など、依然として国内経済の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループが属する医療機器業界におきましては、資源・原材料価格の高騰がみられる中、医療機関等はコスト増加を価格転嫁することができないことから、経営に大きな影響が生じております。そのため、経営改善に努める医療機関等から各企業に対する納入価格の引き下げ要求は依然として厳しい状況が続いており、各企業は、医療機関の経営改善・効率向上に資する製品・サービスの提供を通じた医業収益向上への寄与が尚一層求められております。

このような状況の中、当社グループでは、コロナ禍において営業活動に一定の制約がみられたものの、グループの事業会社6社がそれぞれの営業活動を行ってまいりました。

中核事業である医療機器販売業におきましては、前年度新型コロナウイルスの感染拡大に伴い減少していた検査・手術件数が回復したことにより、診療材料の売上が回復・増加いたしました。また、第3四半期連結累計期間まではコロナ対策補助金による医療機関の設備投資需要が前期よりも減少にて推移していたところ、第4四半期連結会計期間におきまして、年度末需要等を受け、累積で前期よりも若干の増加に転じたことから、当連結会計年度における売上高は、581億95百万円（前年同期比5.5%増）となりました。利益面につきましては、売上高の伸長による売上総利益の増加により、営業利益は11億56百万円（前年同期比24.2%増）、経常利益は12億6百万円（前年同期比20.2%増）となりました。なお、第2四半期連結累計期間において、取引先であるジェミック株式会社にて生じた債権の全額6億11百万円を取立不能見込額として貸倒引当金を設定し、同額を特別損失として貸倒引当金繰入額を計上いたしております。

この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は2億19百万円（前年同期比68.5%減）となりました。

セグメント別の売上高は次のとおりであります。

【医療機器販売業】

売上高は580億37百万円（前年同期比5.6%増）となりました。

(一般機器分野)

一般医療機器備品やM R I、C T等の画像診断機器や放射線診断装置および超音波診断装置の売上により、86億34百万円（前年同期比2.3%増）となりました。

(一般消耗品分野)

汎用消耗品、感染対策消耗品および手術関連消耗品の売上により240億60百万円（前年同期比3.8%増）となりました。

(低侵襲治療分野)

消化器内視鏡や、腹腔鏡内視鏡手術システム等のサージカル備品、血管内治療、内視鏡関連消耗品の売上により138億97百万円（前年同期比10.6%増）となりました。

(専門分野)

人工関節類、臨床検査装置、眼科用検査機器、皮膚・形成備品、透析関連品等の売上により100億76百万円（前年同期比5.4%増）となりました。

(情報・サービス分野)

電子カルテシステムといった医療用ICT機器、医療ガス、設備工事、メンテナンスサービス、医療廃棄物収集等の売上により13億68百万円（前年同期比12.9%増）となりました。

【医療機器製造・販売業】

主としてグループ開発製品である整形外科用インプラントを製造・販売しており、売上高は2億86百万円（前年同期比0.4%減）となりました。

【医療モール事業】

主として賃料収入により、売上高は69百万円（前年同期比1.1%増）となりました。

(注) セグメント別の売上高には、セグメント間の内部取引高を含んでおります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は37百万円であり、その主なものは、山下医科器械株式会社における事業所防犯設備・通信設備費用、および貸出備品購入費用であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、新型コロナウイルス感染症の「5類感染症」への移行等により経済活動が活性化し、引き続き景気の持ち直しが期待されており、また、物価高や人手不足を背景とする賃金上昇を受けて国内景気は底堅く推移すると思われます。一方で原油高による原材料価格の高騰、ウクライナ情勢、金利・為替の変動などの様々な要因による経済への影響は、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経営環境の中、当社グループでは、長期ビジョン『マルティプライビジョン2030』において、中核事業との親和性が高い事業の拡充を図り、企業価値の持続的な成長を目指しており、次に掲げる課題にグループ一丸となって全力で取り組み、更なる企業価値の向上を実現し、顧客はもちろんのこと株主の皆様のご期待に応えられるよう努めてまいります。

① グループの一体化と戦略機能の強化

持株会社と事業会社間において、迅速な情報収集や情報の共有および相互補完を図りながら、事業会社が本業に専念できる環境を構築し、グループ全体の事業収益を継続的に拡大していく、持続成長可能な推進体制構築の実現を目指します。また、グループ経営機能の明確化を図るとともに、グループ内の経営資源の効率的な運用を進め、収益力の向上を目指してまいります。

② 重点事業領域の拡充

現在、外部企業と業務提携して、新型輸液装置のレンタルや、医療機関向けICTインフラサービス、注射調剤・監査支援システム、乳がん検査デバイスなど、新規商材の取り扱いを推進しております。いずれも将来の成長が期待できる商材であるため、早期に市場への浸透を図り、当社グループの事業の多角化を目指してまいります。

今後も、持続的な成長を目指し、グループの企業価値の最大化を図るため、外部企業とのアライアンスを含め、新規事業分野への投資を積極的に行い、事業領域の拡充を図ってまいります。

③ 人的資本経営の実践

持続的成長を支える根幹は人的資本にあると認識しており、事業会社6社を含むグループ7社の人材情報を統合的にマネジメントする体制を構築し、採用から、研修、キャリア形成を一体的に捉える戦略的な人事管理体制の推進を図ってまいります。併せて、業務関連研修の他、階層別研修、新任管理職研修、コンプライアンス研修等、多様なカリキュラムによる従業員研修を実施し、当社グループ事業を支える人材育成に取り組んでまいります。また、従業員が健康的に働くことができる職場環境の整備に努め、時間外労働の削減や有給休暇の取得促進、全従業員の健康診断受診等、健康経営を積極的に実践し、組織の活性化を図ってまいります。

④ 物流体制の更なる強化

コロナ禍においても、従業員の感染防止を図りつつ、中核子会社のM A L (Medical Active logistics) 事業部を中心に、物流体制の維持に万全を期し、医療資材の安定供給を確保してまいります。

また、当社グループの持つ物流ネットワークを有効的に活かし、物流の更なる効率化と顧客対応のスピードアップにより、物流面における競争力強化を図ってまいります。

⑤ デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

顧客視点での価値創出に向け、ビジネスモデルや業務プロセス、企業文化の改革を行なながら、当社グループの企業価値を高めるツールとしてのDXを推進してまいります。営業や物流のみならず、全ての業務プロセスに対し検討を行ってまいります。

⑥ ガバナンスと内部統制の強化

当社グループは、法令遵守はもとより、企業倫理への取り組みの重要性を認識するとともに、変動する企業環境に対応した迅速な経営意思決定と経営の健全性向上を図ることによって、企業価値を継続して高めていくことを経営の最重要課題の一つとして位置付けております。その実現のために、株主の皆様をはじめ、お客様、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、株主総会、取締役会、監査等委員会、会計監査人等、法律上の機能制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させてまいります。また、中核子会社において当期に発生した債権取立不能事案を踏まえ、再発防止策を策定し、与信管理、債権管理の強化を図ってまいります。

株主・投資家の皆様へは、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、幅広い情報公開により、経営の透明性を高めてまいります。

⑦ E S G / S D G s 視点での経営基盤の強化

当社グループは、環境的・社会的・経済的側面に配慮しながら、トータルヘルスケアサービスの事業活動に取り組み、地域とともにサステナブルな社会を実現し、企業価値向上を目指すことを重要課題と位置づけ、「ESG基本方針」を策定しております。当社グループの経営理念「地域のヘルスケアに貢献する」は、SDGsが目指す「誰ひとり取り残さない社会の実現」と強く結びついており、掲げるESG基本方針をもって、経営の推進やステークホルダー皆様に対する情報開示を行っております。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分	第3期	第4期	第5期	第6期 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	64,658	70,131	55,145	58,195
経常利益(百万円)	643	1,026	1,003	1,206
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	459	678	696	219
1株当たり当期純利益(円)	180.07	265.77	272.67	85.83
総資産(百万円)	21,425	24,322	24,086	24,568
純資産(百万円)	6,938	7,579	8,005	7,924

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
 2. 第5期の期首より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。そのため、第5期以降については、当該会計基準等を適用した後の金額となっております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況 (2023年5月31日現在)

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
山下医器械株式会社	494百万円	100%	医療機器の販売
株式会社イーピーメディック	35百万円	100%	医療機器の輸入、製造、販売
株式会社トムス	10百万円	100%	医療機器の販売
株式会社アシスト・メディコ	30百万円	100%	医業経営コンサルティング
株式会社イーディライト	25百万円	66%	情報通信システムの企画、開発、販売
エムディーエックス株式会社	40百万円	100%	医療機器の販売

当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	山下医科器械株式会社
特定完全子会社の住所	長崎県佐世保市湊町3番13号
当社および当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	4,708百万円
当社の総資産額	6,292百万円

(7) 主要な事業内容

当社グループは、主に、医療機器メーカーより仕入れた医療機器を、病院をはじめとする医療機関等に販売しており、診療分野、販売活動の形態、取扱商品の特徴に応じて、次の部門および分野構成で事業を行っております。

事業部門	事業分野	取扱商品および事業内容
医療機器販売業	一般機器分野	手術室関連機器、外来診察機器、病棟関連機器およびリハビリ関連機器の販売
	一般消耗品分野	医療用消耗品、臨床検査試薬等の販売およびS P Dの請負
	低侵襲治療分野	医用内視鏡およびI V E、サージカル、I V R、循環器関連処置具の販売
	専門分野	整形外科関連製品、理化学機器、眼科機器、皮膚・形成関連機器、透析関連機器の販売
	情報・サービス分野	医療事務用コンピュータ、電子カルテ、I Tシステム等の販売、医療ガス配管工事請負、メンテナンスサービス、医療廃棄物収集運搬請負および新規開業支援
医療機器製造・販売業		整形インプラントやプライベートブランドの製造・販売
医療モール事業		医療モールの運営、管理

(8) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

本社 (福岡県福岡市)

② 子会社の主要な事業所

【山下医科器械株式会社】

本社	福岡本社 (福岡県福岡市)	佐世保本社 (長崎県佐世保市)
支社・営業所	福岡支社 (福岡県福岡市) 筑後支社 (福岡県久留米市) 長崎支社 (長崎県長崎市) 熊本支社 (熊本県熊本市) 宮崎営業所 (宮崎県宮崎市)	北九州支社 (福岡県北九州市) 佐賀支社 (佐賀県佐賀市) 佐世保支社 (長崎県佐世保市) 大分支社 (大分県大分市) 鹿児島支社 (鹿児島県鹿児島市)
物流拠点	鳥栖物流センター (佐賀県鳥栖市) 鳥栖ＳＰＤセンター (佐賀県鳥栖市)	長崎物流センター (長崎県諫早市) 福岡ＳＰＤセンター (福岡県福岡市)
医療モール	東手城ヘルスケアモール (広島県福山市)	

【株式会社イーピーメディック】

本社 (福岡県福岡市)

【株式会社トムス】

本社	福岡本社 (福岡県福岡市)	
営業所	福岡営業所 (福岡県福岡市) 熊本営業所 (熊本県熊本市) 中国営業所 (広島県広島市)	北九州営業所 (福岡県北九州市) 鹿児島営業所 (鹿児島県鹿児島市)

【株式会社アシスト・メディコ】

本社 (福岡県福岡市)

【株式会社イーディライト】

本社 (福岡県福岡市)

【エムディーエックス株式会社】

本社 (福岡県福岡市)

東京オフィス (東京都港区)

(9) 従業員の状況

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
570名	4名減

(注) 従業員数は、就業人員であり、パートタイマー257名を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
30名	3名増	43.11歳	12.09年

(注) 1. 従業員数は、就業人員（出向者）であります。
2. 平均勤続年数の算定にあたっては、山下医科器械株式会社における勤続年数を通算しております。

(10) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(11) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,553,000株 (自己株式114株を含む)
- (3) 当期末株主数 4,847名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
山 下 尚 登	348,400	13.65%
株 式 会 社 ミ ツ ク	272,952	10.69%
山 下 弘 高	130,000	5.09%
ヤマシタヘルスケアホールディングス社員持株会	127,932	5.01%
山 下 耕 一	93,900	3.68%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	78,500	3.07%
株 式 会 社 S B I 証 券	74,951	2.94%
小 沼 滋 紀	70,100	2.75%
株 式 会 社 十 八 親 和 銀 行	70,000	2.74%
山 下 浩	62,000	2.43%

- (注) 1. 持株比率は自己株式（114株）を控除して計算しております。
2. 株式会社CARPE DIEMから2023年6月1日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により、2023年5月25日現在同社が129,300株（持株比率5.06%）を所有している旨の開示がなされておりますが、当期末現在の株主名簿上確認することができませんので、上記大株主には含めておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2023年5月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 執行役員 社長	山 下 尚 登	山下医科器械株式会社 代表取締役 執行役員 社長
取締役 執行役員	北 野 幸 文	山下医科器械株式会社 取締役 執行役員 人事戦略本部本部長 兼 経営管理部管掌
取締役 執行役員	嘉 村 厚	エムディーエックス株式会社 代表取締役社長 株式会社イーピーメディック 取締役 株式会社トムス 取締役 株式会社アシスト・メディコ 取締役 株式会社イーディライト 取締役
取 締 役	加 藤 武 彦	山下医科器械株式会社 取締役 執行役員 営業本部本部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	七 種 純 一	山下医科器械株式会社 監査役 株式会社イーピーメディック 監査役 株式会社トムス 監査役 株式会社アシスト・メディコ 監査役 株式会社イーディライト 監査役 エムディーエックス株式会社 監査役
取 締 役 (監査等委員)	古 閑 慎一郎	
取 締 役 (監査等委員)	山 下 俊 夫	弁護士 (山下・川添総合法律事務所代表) イサハヤ電子株式会社 社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	斧 田 みどり	公認会計士・税理士 (斧田みどり公認会計士事務所代表) 株式会社南陽 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 監査等委員である取締役七種純一、古閑慎一郎、山下俊夫および斧田みどりの4氏は、社外取締役であります。
2. 当事業年度中の取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役の異動は次のとおりであります。
- ①2022年8月26日開催の第5回定時株主総会終結の時をもって、松尾正剛氏は監査等委員である取締役を辞任いたしました。
- ②2022年8月26日開催の第5回定時株主総会において、加藤武彦氏は取締役に新たに選任され、就任いたしました。
3. 監査等委員である取締役七種純一氏は、長年の金融機関の経営を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識から、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、監査等委員である取締役七種純一、古閑慎一郎、山下俊夫および斧田みどりの4氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を

- 可能とすべく、七種純一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 監査等委員である取締役斧田みどり氏は、職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は、児玉みどり氏であります。
 7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。なお、被保険者の範囲は、当社および当社子会社の取締役および監査役であり、その保険料は、全額当社が負担しております。
 8. 当社は、執行役員制度を導入しており、2023年6月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名
代表取締役 執行役員 社長	山 下 尚 登
取締役 執行役員 事業戦略本部本部長	嘉 村 厚
執行役員 経営管理部担当	吉 田 弘 幸
執行役員 経営企画室室長	尾 田 誠 博

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役七種純一、古閑慎一郎、山下俊夫および斧田みどりの4氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金2百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 決定方針の決定方法

当社は、2019年度より、社外取締役全員と代表取締役執行役員社長で構成する指名・報酬委員会から提言を受けた内容を踏まえ、取締役の個人別の報酬等の決定方針(以下、「決定方針」という。)を定めております。その決定方法は、株主総会でその限度額を決議いただき、取締役の個人別の報酬額および算定方法等について、「役員報酬運用基準」にて詳細に規定しております。また、当該基準の策定および改廃は、指名・報酬委員会の審議・答申のうえ取締役会にて協議、決議しております。

イ. 決定方針の内容の概要

当社の決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

- ・当社においては、業績、経営環境、世間水準、従業員に対する待遇との整合性を勘案しながら、社長の報酬額を基準とし、他の役員については、社長の報酬を軸とした報酬額とする。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

ア. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額

2018年8月28日開催の第1回定時株主総会において、年額100百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）と決議いただいております。

イ. 監査等委員である取締役の報酬限度額

2018年8月28日開催の第1回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いたしております。

ウ. 業績連動報酬

2019年8月28日開催の第2回定時株主総会において、次の内容にて決議いただき、2021年8月27日開催の第4回定時株主総会において、支給基準改定の決議をいただいております。

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、上記ア. の報酬額の範囲内において、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、取締役の業績向上のインセンティブを高め、会社業績の一層の向上を目指すため、定額報酬とは別に単年度毎に金額算定の基準に基づき業績連動報酬を支給する。
- ・各取締役に対する金額は、上限金額（年額）の範囲内で、指名・報酬委員会の審議・答申のうえ取締役会にて決議する。

【業績連動報酬の上限金額と金額算定の基準】

連結売上高営業利益率が1.3%を超えた場合に、監査等委員を除く取締役に対し役職に応じ、連結営業利益に対して下記の比率を乗じた金額（年額）を支給する。

役職	連結営業利益に対する比率	上限額（年額）
取締役 執行役員 社長	0.80%	15百万円
取締役 副社長 (注1)	0.60%	12百万円
専務取締役 (注1)	0.50%	10百万円
常務取締役 (注1)	0.40%	8百万円
取締役（監査等委員である取締役を除く）	0.25%	5百万円

(注) 1. 取締役 副社長、専務取締役、常務取締役については、現在任命はありませんが、今後任命される場合を想定して設定しております。

2. 本報酬金額算定に際し、連結営業利益の10百万円未満を切り捨てるものといたします。

指標として連結売上高営業利益率を選択した理由は、当社グループにおける経営計画の策定において、売上よりも利益に注力し、継続的な収益構造の確立に向けた構造改革を行い、収益力の向上を図ることを基本としているためであります。

当連結会計年度における指標の目標と実績は、連結売上高営業利益率目標1.3%に対し、実績は2.0%となりました。

エ. 上記ア. イ. ウ. を決議いただいた定時株主総会終結時点の取締役員数

- ・上記ア. イ. を決議いただいた当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は4名、監査等委員である取締役の員数は3名であります。
- ・上記ウ. を決議いただいた当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は3名であります。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

当社は、個人別の取締役の報酬額につき、次の手続きを経て決定しております。

取締役会は、当該手続を経て報酬額を決定していることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(決定方法)

- ・監査等委員を除く役員の報酬等は、株主総会で決議された金額の範囲内において、指名・報酬委員会の提言をもって、取締役会で決定する。
- ・監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会での協議（監査等委員である取締役の協議）により決定する。
- ・業績、経営環境、世間水準、従業員に対する処遇との整合性を勘案しながら、社長の報酬額を基準とし、その他の役員については、社長の報酬を基準に報酬額を決定する。

④当事業年度に係る取締役の報酬等

区分	人 数	報酬等の種類別の総額（百万円）		
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等
取締役（監査等委員である取締役を除く）	4名	58	—	—
取締役（監査等委員）	5名	27	—	—
合 計 (うち社外役員)	9名 (5名)	85 (27)	(—)	(—)

- (注) 1. 業績連動報酬につきましては、当事業年度における債権取り立て不能に伴う特別損失の計上について、経営責任を明確にするため、支給対象となる取締役より返上する旨の申し出があり、不支給としております。
2. 非金銭報酬等として取締役に対して支給した報酬はございません。
3. 上記の支給人数には、2022年8月26日開催の第5回定時株主総会終結の時をもって辞任した取締役（監査等委員）1名を含んでおります。
4. 上記のほか、取締役（監査等委員である取締役を除く）が子会社から受けた報酬につきましては、45万円（1名）であります。
5. 社外役員である取締役が子会社から受けた報酬はございません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況
社外取締役 (監査等委員)	山下俊夫	弁護士(山下・川添総合法律事務所代表) イサハヤ電子株式会社 社外監査役
社外取締役 (監査等委員)	斧田みどり	公認会計士・税理士(斧田みどり公認会計士事務所代表) 株式会社南陽 社外取締役(監査等委員)

(注) 当社グループと各兼職先との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役 (常勤監査等委員)	七種純一	当事業年度において開催された取締役会26回の全てに、また、監査等委員会15回の全てに出席しているほか、その他の重要な会議に出席して取締役の職務執行をモニタリングし、必要に応じ、当社の財務および会計ならびに内部統制システム、リスク管理体制の構築・維持について意見を述べ、当社の監査等委員である社外取締役として適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	古閑慎一郎	当事業年度において開催された取締役会26回の全てに、また、監査等委員会15回の全てに出席し、必要に応じ、経営コンサルタントの経験を通じて培われた企業経営に関わる専門的見地から、助言、提言を行い、当社の監査等委員である社外取締役として適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	山下俊夫	当事業年度において開催された取締役会26回のうち24回に、また、監査等委員会15回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持について意見を述べ、当社の監査等委員である社外取締役として適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	斧田みどり	当事業年度において開催された取締役会26回のうち25回に、また、監査等委員会15回のうち14回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士・税理士および公認会計士事務所代表としての経験を通じて培われた財務会計および企業経営に関わる専門的見地から、助言、提言を行い、当社の監査等委員である社外取締役として適切な役割を果たしております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36百万円
②	当社および当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	36百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等についてその適切性・妥当性を検証した結果、上記の報酬等の額は合理的なものであると判断し、同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制として当社が取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

- ① 当社および当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 当社は、法令および定款の制定・改廃、経営環境の動向、社会情勢の動向に応じて、適宜、当社グループの役職員に対して必要な教育・訓練を実施する。
 - イ. 定款および社内規程・基準、指示文書等は、グループウェアを用い、容易に閲覧・確認できる状態を維持する。
 - ウ. 当社は、当社グループの役職員に対し、年1回以上、コンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の醸成、向上を図る。
 - エ. 監査室は、全ての部署に対し、年1回以上、その日常活動の監査を実施し、これを当社社長および監査等委員会に報告する。
 - オ. 法令違反その他コンプライアンス違反の未然防止および早期発見、是正をはかるため、「内部通報運用基準」に基づき、当社グループの全ての役職員が利用できる内部通報窓口を設置する。なお、通報者に対しては、当該通報をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行わない。
 - カ. リスク管理委員会は、当社グループ全体のリスクマネジメントに関する課題等について協議する。また、役職員に法令違反、社内規程違反行為があった場合は、原因究明、再発防止策の実施を推進する。
 - キ. 反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当要求等の介入に対しては、「反社会的勢力対応基準」に基づき毅然とした態度で臨み、断固としてこれを排除する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ア. 各種文書、帳票ならびに情報については「文書および情報管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
 - イ. 取締役の職務の執行に必要な文書について、取締役または監査等委員会から閲覧の要請があった場合には速やかに対応する。

- ③ 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 「重要情報管理規程」に基づく「重要情報取扱手順」に従い、迅速かつ適切なリスク管理を行う。
 - イ. 当社グループのリスク管理を担う機関としてリスク管理委員会を設置し、当社グループ全体のリスクマネジメントに関する課題・対応策について検討する。
- ④ 当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 取締役会で選任された取締役および当社子会社の取締役を構成員としてグループ経営会議を構成し、代表取締役社長の監督の下、「組織規程」に定められた職務権限の範囲で業務執行を迅速に進める。
 - イ. 取締役会は、経営方針や経営に係る重要事項およびグループ経営会議からの付議事項を審議する。
 - ウ. 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の代表取締役に対して、四半期毎に営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社の取締役会での報告を義務づけ、必要に応じ、当社の取締役会にて審議を行う。
- ⑤ 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ア. 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業運営に関する重要な事項について情報交換、協議するなど、子会社の統括的な管理を行うとともに、その会計状況を定期的に監督する。
 - イ. 監査室は子会社に対する監査結果等について、定期的に当社社長および監査等委員会に報告する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を設置することを求めた場合、取締役会は速やかに人事的対応をはかる。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ア. 監査等委員会の職務を補助する使用人の任命・異動・人事考課については、監査等委員会の同意を要する。
 - イ. 当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人に対し、会社の業務執行をさせず、監査等委員会の指揮命令に従わせるものとする。
- ⑧ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人ならびに当社子会社の取締役等および使用人等が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制

- ア. 当社グループの役職員は、「監査等委員会規程」および「監査等委員会監査等基準」に従い、監査等委員会が求める報告および情報提供を行う。
 - イ. 当社グループの役職員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、速やかに監査等委員会に報告する。
 - ウ. 当社グループの役職員から内部通報窓口に通報があった場合は、速やかに監査等委員会に報告を行う体制とする。
 - エ. 監査等委員会に対して前各号の報告あるいは通報をした者に対しては、当該報告等をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行わない。
- ⑨ 監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ア. 当社は、監査等委員会からその職務の執行について必要な費用の前払等の請求があつた場合、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - イ. 当社は、監査等委員会からの求めがある場合、監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等について、毎年、一定額の予算を設ける。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査等委員である取締役は、取締役会のほか、グループ経営会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。
 - イ. 監査等委員会は、半期に1回以上、取締役会において監査活動結果の報告を行う。
 - ウ. 監査等委員会は、必要に応じて、代表取締役、監査法人または会計監査人、監査室と会合をもち、意見交換を行う。
 - エ. 監査等委員会から内部統制システムおよび監査体制の実効性に係わる意見があつた場合、取締役会はその改善について審議し、その結果を監査等委員会に報告する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① グループ管理体制

持株会社として、当社グループ全体の経営戦略の策定、経営資源の配分および子会社の業務執行に関する監督機能を発揮することにより、当社グループ各社の採算性と事業責任の明確化に努めました。

② コンプライアンス

当社グループの全役職員を対象とした研修を適宜実施するほか、経営トップからコンプライアンスの重要性や企業倫理の確立に向けたメッセージを繰り返し発信するなど、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。

また内部通報・相談窓口については、継続的に従業員への周知を行い、適切な運用に努めました。

③ リスク管理体制

リスク管理委員会を開催し、各種リスクに関する対応策について検討のうえ、取締役会に報告し協議を行うなど、リスク管理の強化に取り組みました。

中核子会社である山下医科器械株式会社におきましては、各物流センターの連携を図ることで、災害発生時における安定的な商品供給体制の確保に努めました。

④ 取締役の職務執行状況

取締役会を26回開催し、経営に関する重要事項の決定、各業務執行取締役の業務執行状況の監督を行いました。取締役会では、審議時間を十分確保することで、充実した議論が行われております。

⑤ 監査等委員会の職務執行状況

監査等委員会を15回開催し、取締役会等における重要案件の問題点や意思決定プロセスの妥当性等について協議し、取締役会にて意見を述べるなど、監督機能強化、議論の実効性向上を図りました。また、毎月、監査室から監査結果報告を受け、必要に応じて指示をするなど、監査の実効性向上に努めました。

⑥ 内部監査・子会社管理

「内部監査規程」に基づき、当社グループの内部監査を実施いたしました。

また「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業運営に関する重要事項について情報交換、協議するなど、子会社管理・支援の強化に取り組みました。

⑦ 財務報告に係る内部統制

財務報告に係る内部統制につきましては、当社グループの事業環境に関わる様々なリスクの評価を行い、内部統制が有効かつ継続的に機能するよう、統制環境の整備、統制活動の推進およびモニタリング等を実施いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告に記載している金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2023年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	19,516	流動負債	16,139
現 金 及 び 預 金	5,825	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	7,793
受取手形、売掛金及び契約資産	10,492	電 子 記 録 債 務	6,686
商 品	2,891	未 払 法 人 税 等	334
貯 藏 品	27	賞 与 引 当 金	693
そ の 他	296	そ の 他	632
貸 倒 引 当 金	△15		
		固 定 負 債	504
		退 職 給 付 に 係 る 負 債	234
		そ の 他	270
		負 債 合 計	16,644
固 定 資 産	5,052	(純資産の部)	
有形固定資産	3,326	株 主 資 本	7,427
建 物 及 び 構 築 物	1,551	資 本 本 金	494
土 地	1,649	資 本 剰 余 金	627
そ の 他	125	利 益 剰 余 金	6,306
無形固定資産	111	自 己 株 式	△0
の れ ん	56	その他の包括利益累計額	479
そ の 他	55	その他有価証券評価差額金	563
投資その他の資産	1,614	退職給付に係る調整累計額	△84
投 資 有 価 証 券	1,015	非 支 配 株 主 持 分	17
関 係 会 社 株 式	22		
破 産 更 生 債 権 等	612		
繰 延 税 金 資 産	153		
そ の 他	422		
貸 倒 引 当 金	△612		
		純 資 産 合 計	7,924
資 产 合 计	24,568	負 債 及 び 純 資 産 合 計	24,568

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2022年6月1日から2023年5月31日まで)

(単位：百万円)

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年6月1日から2023年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	494	627	6,296	△0	7,417
当期変動額					
剩余金の配当	—	—	△209	—	△209
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	219	—	219
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	9	—	9
当期末残高	494	627	6,306	△0	7,427

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	651	△88	562	24	8,005
当期変動額					
剩余金の配当	—	—	—	—	△209
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	219
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△87	4	△83	△7	△90
当期変動額合計	△87	4	△83	△7	△80
当期末残高	563	△84	479	17	7,924

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2023年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	298	流動負債	476
現 金 及 び 預 金	175	関 係 会 社 短 期 借 入 金	377
未 収 入 金	48	未 払 金	44
そ の 他	74	未 払 法 人 税 等	2
		預 り 金	9
		賞 与 引 当 金	41
		固 定 負 債	13
		資 产 除 去 債 务	13
		負 債 合 計	489
固 定 資 產	5,993	(純資産の部)	
有形固定資産	34	株 主 資 本	5,802
建 物	29	資 本 金	494
器 具 及 び 備 品	4	資 本 剰 余 金	5,169
無形固定資産	5	資 本 準 備 金	4,169
ソ フ ト ウ エ ア	5	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,000
投資その他の資産	5,954	利 益 剰 余 金	138
投 資 有 価 証 券	50	そ の 他 利 益 剰 余 金	138
関 係 会 社 株 式	5,792	繰 越 利 益 剰 余 金	138
繰 延 税 金 資 産	16	自 己 株 式	△0
そ の 他	94	評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
		純 資 产 合 計	5,802
資 产 合 計	6,292	負 債 及 び 純 資 产 合 計	6,292

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年6月1日から2023年5月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額	
営業収益				498	498
経営管理料					514
一般管理費					△16
営業損失					
営業外収益				0	
受取利息				1	1
その他					
営業外費用				1	
支払利息				0	1
その他					
経常損					△16
税引前当期純損失					△16
法人税、住民税及び事業税				△0	
法人税等調整額				△2	△2
当期純損失					△13

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年6月1日から2023年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	繰越利益剰余金
当期首残高	494	4,169	1,000	5,169	361	361
当期変動額						
剩余金の配当	—	—	—	—	△209	△209
当期純損失（△）	—	—	—	—	△13	△13
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	△222	△222
当期末残高	494	4,169	1,000	5,169	138	138

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△0	6,025	△0	6,024
当期変動額				
剩余金の配当	—	△209	—	△209
当期純損失（△）	—	△13	—	△13
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			0	0
当期変動額合計	—	△222	0	△222
当期末残高	△0	5,802	0	5,802

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年7月19日

ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 荒牧秀樹

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 高尾圭輔

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社の2022年6月1日から2023年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年7月19日

ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒牧秀樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高尾圭輔

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社の2022年6月1日から2023年5月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するためには、経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年6月1日から2023年5月31日までの第6期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるこことを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように、監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるこことを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年7月19日

ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 七種純一 ⓐ
監査等委員 古閑慎一郎 ⓐ
監査等委員 山下俊夫 ⓐ
監査等委員 斎田みどり ⓐ

（注）監査等委員七種純一、古閑慎一郎、山下俊夫及び斎田みどりは、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、剰余金の処分につきましては、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様への安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針とし、連結配当性向30%を基準に、業績等を勘案して利益還元を行っております。

期末配当に関する事項

上記方針に基づき検討いたしました結果、当期の期末配当につきましては、1株につき48円とさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式 1株につき金48円
総額122,538,528円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年8月28日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会は、各候補者について、当事業年度における業務執行状況および業績等を評価した上で、取締役候補者として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	候補者属性
1	やました 山下 尚登	代表取締役 執行役員 社長	再任
2	かむら 嘉村 厚	取締役 執行役員 事業戦略本部 本部長	再任
3	よしだ 吉田 弘幸	執行役員 経営管理部担当	新任

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所持する当社株式の数
1	<p>やま した なお と 山下 尚登 (1955年1月24日)</p> 	<p>1977年4月 アロカ株式会社入社 1978年7月 山下医科器械株式会社入社 1982年5月 同社福岡営業所所長 1988年3月 同社取締役 1990年10月 同社常務取締役 1994年10月 同社代表取締役専務 1997年6月 同社代表取締役社長 2006年7月 同社代表取締役会長 2008年7月 同社代表取締役社長 2009年6月 同社代表取締役社長 兼 営業統括本部長 2011年6月 同社代表取締役社長 2017年12月 当社代表取締役社長 2019年6月 山下医科器械株式会社代表取締役 執行役員 社長（現任） 2019年6月 当社代表取締役 執行役員 社長（現任） 2023年6月 一般社団法人日本医療機器販売業協会会長 （現任）</p>	348,400株

【選任の理由および期待される役割】

これまで、長年において代表取締役社長として当社グループ全体を牽引し、事業拡大に貢献してきた実績と豊富な経験、経営全般における豊富な見識を有することから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。

同氏には、業界における豊富な経験および経営全般における豊富な見識を活かして、当社グループ全体を牽引し、持続的な企業価値向上を実現する役割を果たしていただくことを期待しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所持する当社株式の数
2	<p>嘉村 厚 (1961年7月25日)</p> 	<p>1985年8月 山下医科器械株式会社入社 2001年5月 同社鳥栖営業所所長 2004年5月 同社営業本部本部長 2004年8月 同社取締役営業本部本部長 2006年7月 同社常務取締役営業本部本部長 2007年5月 同社常務取締役新規事業本部本部長 2007年8月 同社取締役新規事業本部本部長 2009年6月 同社取締役営業統括本部副本部長 兼 中部・南九州エリア本部本部長 2011年6月 同社取締役事業開発部部長 2011年8月 同社執行役員事業開発部部長 2014年6月 同社執行役員ソリューション事業推進部部長 2016年8月 同社取締役執行役員ソリューション事業推進部部長 2017年12月 当社取締役 2019年12月 株式会社アシスト・メディコ取締役（現任） 2020年8月 株式会社イーピーメディック取締役（現任） 2021年6月 山下医科器械株式会社取締役 2021年6月 当社取締役執行役員事業戦略本部本部長（現任） 2021年8月 株式会社トムス取締役（現任） 2021年11月 株式会社イーディライト取締役（現任） 2022年2月 エムディーエックス株式会社代表取締役社長（現任）</p>	5,600株
【選任の理由および期待される役割】			
<p>これまで、取締役として、当社グループの営業部門を牽引し、事業拡大に貢献してきた実績と豊富な経験、業界に関する高い知見を有していることから、事業戦略においても持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>同氏には、業界に対する高い知見と豊富な経験を事業戦略において活かし持続的な企業価値の向上を実現する役割を果たしていただくことを期待しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所持する当社株式の数
3	<p>よし だ ひろ ゆき (1963年7月22日)</p> 	<p>1986年4月 株式会社親和銀行（現株式会社十八親和銀行）入行 2006年10月 同行営業統括部次長 2007年4月 同行浜田町支店支店長 2009年10月 同行西新支店支店長 2012年4月 同行佐世保支店支店長 2014年4月 同行早岐支店支店長 2015年4月 同行執行役員早岐支店支店長 2016年4月 同行執行役員本店営業部部長 2018年4月 同行執行役員融資部部長 2020年10月 株式会社十八親和銀行執行役員 2021年4月 同行常務執行役員佐世保本部本部長 2023年4月 当社入社、福岡本社社長付部長 2023年6月 当社執行役員経理管理部担当（現任）</p>	— 株

【選任の理由および期待される役割】

金融機関の経営により培われた豊富な経験、特に経理財務領域において幅広い見識を有していることから、経営管理においても持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

同氏には、経理財務に対する高い知見と豊富な経験を経営管理において活かし持続的な企業価値の向上を実現する役割を果たしていただくことを期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。なお、保険料は当社が全額負担しております。各候補者の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	候補者属性
1	さいくさ 七種 純一	取締役常勤監査等委員	再任 <input checked="" type="checkbox"/> 社外 <input checked="" type="checkbox"/> 独立
2	こ が 古閑 慎一郎	取締役監査等委員	再任 <input checked="" type="checkbox"/> 社外 <input checked="" type="checkbox"/> 独立
3	やました 山下 俊夫	取締役監査等委員	再任 <input checked="" type="checkbox"/> 社外 <input checked="" type="checkbox"/> 独立
4	おのだ 斧田 みどり	取締役監査等委員	再任 <input checked="" type="checkbox"/> 社外 <input checked="" type="checkbox"/> 独立

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所持する当社株式の数
1	七種純一 <small>(1962年5月31日)</small> 	<p>1986年4月 株式会社親和銀行（現株式会社十八親和銀行）入行</p> <p>2003年7月 同行千々石支店支店長</p> <p>2004年10月 同行富士見町支店支店長</p> <p>2006年10月 同行人事部次長</p> <p>2010年10月 同行人事部副部長</p> <p>2011年4月 同行人事部部長</p> <p>2015年4月 同行執行役員人事部部長</p> <p>2016年4月 同行執行役員諫早支店支店長</p> <p>2019年4月 同行常勤監査役</p> <p>2020年4月 株式会社十八銀行（現株式会社十八親和銀行）常勤監査役</p> <p>2020年10月 株式会社十八親和銀行取締役（常勤監査等委員）</p> <p>2021年4月 同行参事</p> <p>2021年8月 同行退職</p> <p>2021年8月 当社社外取締役（常勤監査等委員）（現任）</p> <p>2021年8月 山下医科器械株式会社監査役（現任）</p> <p>2021年8月 株式会社イーピーメディック監査役（現任）</p> <p>2021年8月 株式会社トムス監査役（現任）</p> <p>2021年8月 株式会社アシスト・メディコ監査役（現任）</p> <p>2021年11月 株式会社イーディライト監査役（現任）</p> <p>2022年2月 エムディーエックス株式会社監査役（現任）</p>	200株

【選任の理由および期待される役割】

金融機関の経営により培われた豊富な経験と幅広い見識を有していることを踏まえ、当社の監査等委員である社外取締役として適切な助言、提言が期待されることから、引き続き、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

同氏には、金融機関の経営により培われた豊富な経験、幅広い見識を活かし、当社の監査等委員である社外取締役として適切な助言、提言をいただく役割を果たしていただくことを期待しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所持する当社株式の数
2	古閑慎一郎 (1955年11月11日) 	1978年4月 古閑桂介税務会計事務所入所 1988年8月 同事務所退所 1988年9月 株式会社ビジネスコンサルタント入社 1997年7月 同社マネージャー 2002年10月 同社コーディネーター 2005年4月 同社マネージングコーディネーターコンサルタント 2012年3月 同社退職 2012年8月 山下医科器械株式会社社外取締役 2015年8月 同社社外取締役（監査等委員） 2017年12月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	2,500株

【選任の理由および期待される役割】

経営コンサルタントとして培われた会社経営に関わる専門的な知見と豊富な経験を有していること、また、これまで当社の社外取締役として適切な助言、提言を行ってこられた実績を踏まえ、引き続き、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

同氏には、経営コンサルタントとして培われた会社経営に関わる専門的な知見と豊富な経験を活かし、当社の監査等委員である社外取締役として適切な助言、提言をいただく役割を果たしていただくことを期待しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所持する当社株式の数
3	やま しら とし お 山下俊夫 (1957年1月31日) 	1986年4月 長崎県弁護士会登録 塩飽志郎法律事務所入所 1992年4月 同事務所退所 1992年5月 山下俊夫法律事務所（現山下・川添総合法律事務所）を開設、同代表に就任（現任） 2005年8月 山下医科器械株式会社社外監査役 2012年4月 九州弁護士会連合会理事長 2012年6月 イサハヤ電子株式会社社外監査役（現任） 2015年8月 山下医科器械株式会社社外取締役（監査等委員） 2017年12月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	8,000株

【選任の理由および期待される役割】

弁護士として培われた豊富な経験と専門的見識を有していること、法律事務所の代表として経営者としての豊富な経験と見識を有していること、また、これまで当社の社外監査役、監査等委員である社外取締役として適切な助言、提言を行ってこられた実績を踏まえ、引き続き、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

同氏には、弁護士として培われた豊富な経験、専門的見識および経営者としての豊富な経験、見識を活かし、当社の監査等委員である社外取締役として適切な助言、提言をいただく役割を果たしていただけることを期待しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所持する当社株式の数
4	おの だ みどり (1961年11月10日) 	1984年4月 大和證券株式会社福岡支店入社 1997年10月 中央監査法人福岡事務所入所 2001年3月 公認会計士登録 2001年4月 税理士登録 2002年2月 斧田みどり公認会計士事務所を開設、同所長に就任（現任） 2007年11月 大野城市公共サービス改革委員会委員（現任） 2011年7月 大野城市上下水道事業運営審議会委員（現任） 2019年6月 日本公認会計士協会北部九州会副会長（現任） 2019年8月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2019年9月 福岡県中小企業対策審議会委員（現任） 2020年2月 福岡県政府調達苦情検討委員会委員（現任） 2020年6月 株式会社南陽社外取締役（監査等委員）（現任）	600株

【選任の理由および期待される役割】

公認会計士、税理士として培われた豊富な経験と専門的知識を有していること、また、公認会計士事務所の代表として経営者としての豊富な経験と見識を有していることを踏まえ、引き続き、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

同氏には、公認会計士、税理士として培われた豊富な経験、専門的知識および経営者としての豊富な経験、見識を活かし、当社の監査等委員である社外取締役として適切な助言、提言をいただく役割を果たしていただくことを期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、社外取締役候補者であります。
3. 古閑慎一郎氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、「選任の理由および期待される役割」に記載のとおり、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に果たしていただけるものと判断しております。
4. 七種純一氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
5. 古閑慎一郎氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年8ヶ月であります。
6. 山下俊夫氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年8ヶ月であります。
7. 斧田みどり氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
8. 当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金2百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、七種純一氏、古閑慎一郎氏、山下俊夫氏および斧田みどり氏が再任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
9. 当社は、七種純一氏、古閑慎一郎氏、山下俊夫氏および斧田みどり氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出であります。各氏が再任された場合は、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
10. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。なお、保険料は当社および被保険者が負担しております。各候補者の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時ににおいても同内容での更新を予定しております。

以 上

(ご参考) 株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

※本招集ご通知記載の候補者を原案どおり全てご選任いただいた場合、各取締役の専門性と経験は次のとおりとなります。

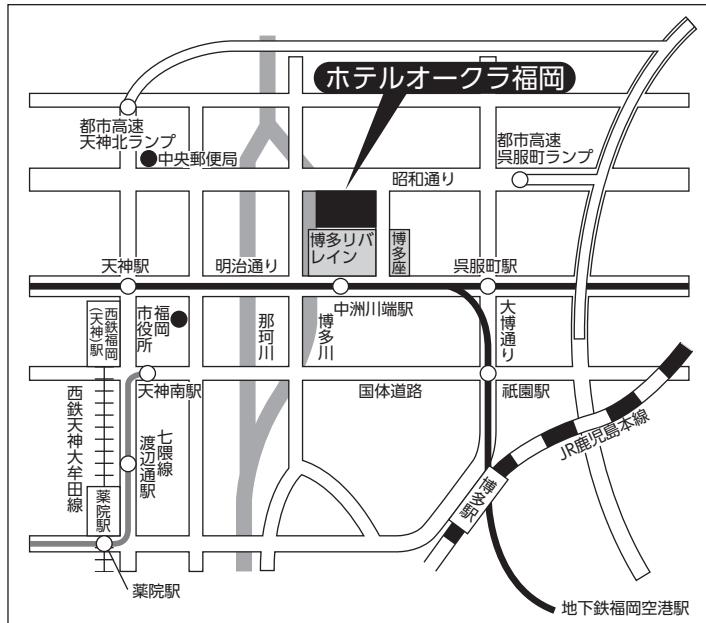
当社における地位・担当	氏名	専門性と経験					
		経営 経験	営業・ 販売	財務・ 会計	法務	人材 開発	内部 統制
代表取締役 執行役員 社長	山下 尚登	○	○				○
取締役 執行役員	嘉村 厚	○	○				
取締役 執行役員	吉田 弘幸	○		○			
取締役 常勤監査等委員	七種 純一	○		○			○
取締役 監査等委員	古閑 慎一郎	(注) ○				○	
取締役 監査等委員	山下 俊夫	○			○		
取締役 監査等委員	斧田 みどり	○		○			

(注) 古閑慎一郎氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はございませんが、経営コンサルタントとして培われた会社経営に関わる専門的な知見と豊富な経験を有していることから、経営経験ありとして記載しております。

株主総会会場ご案内図

会場

福岡市博多区下川端町3番2号 博多リバレイン
ホテルオーラ福岡 4階「平安の間」 TEL (092) 262-1111



交通

- JR博多駅から 地下鉄 博多駅——中洲川端駅「姪浜方面行き」(所要時間 約5分)
タクシー 所要時間 約10分
- 福岡空港から 地下鉄 福岡空港駅——中洲川端駅「姪浜方面行き」(所要時間 約10分)
タクシー 所要時間 約20分
- 西鉄福岡（天神）駅から 徒歩 約15分

◎新型コロナウイルス感染症の流行状況により、会場において株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がありますので、その場合はご協力賜りますようお願い申し上げます。

◎本総会におきましては、ご出席の株主様へのお土産の配布は取りやめとさせていただきます。